

會社側 工場主大橋初太郎 外一名

共隆組合側 藤倉隆 外一名

労働者側 岡田助雄 外四名

會見の労働者側より健康保険ニ基ク日給一圓六拾錢トシ勤務年限一年ニ對シ十五日分合計三千四百五拾圓ヲ要求シ資本家側ハ工場主トシテハ所定ノ解雇手當ニ週前分ノ外支取能力ナク共隆組合側ハ當面ノ責任者ニアラスアルニ同情ノ意味ニテ在庫品價格金四百五十圓ノモノト個人トシテ同情シ金參拾圓宛ヲ持寄り金一封トシテ提共スルコト、シ合計金一千貳百貳拾六圓ヲ支給スルコト、ナリタルカ其差二千圓以上ニシテ何等纏ル處ナク今五時半會見ヲ了セリ

四月二十八日 自午後二時 大橋前夜、場所ニ於テ引續キ會見シタルカ双方共前言ヲ固執シテ譲ラス結果決裂ニ終レリ
二、爭議團側、動靜

爭議團側ハ引續キ爭議團本部ニ籠城シ時々事業主及共隆組合幹部ノ私宅ヲ訪問シ有利無利策ヲ講ジツ、アルニ特ニ不穩ノ行動ナシ

右及申(通)報限也